

CLOMO 利用約款

第1条 (本約款の適用)

1. CLOMO 利用約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が販売する、株式会社アイキューブシステムズ(以下「サービス提供元」という)が提供する提供する端末/外部リソースアクセス管理のための SaaS サービス「CLOMO」(以下「本サービス」という)の利用を申し込み、本約款に基づく本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立した者(以下「契約者」といいます)と当社との間で適用される。
2. 本約款に定めなき事項については当社が別途定める基本約款の定めが適用されるものとし、本約款の定めと基本約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。なお、特段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、本約款における用語の定義は、基本約款の定めに従う。
3. 本サービスの提供は、別途当社又は当社の販売店が提供する「ぐるなび FineOrder」(以下「FineOrder」という)の契約を締結し、FineOrder を利用すること、及び当社が契約者に対して別途販売するタブレット端末(以下「本端末」という)に付帯して提供されるサービスであり、当社が定める「ぐるなび FineOrder タブレット端末販売約款」に基づき本端末の売買契約が成立することを条件とする。

第2条 (定義)

- 本約款で使用する用語の定義は以下のとおりとする。
- (1) 管理者
本サービスを管理する、契約者が指定した技術担当者
 - (2) ユーザ
契約者が本サービスの使用を許可する契約者の役員又は従業員及びその他の契約者の業務に従事する者。なお、契約者は、本規約に定める契約者の義務をユーザに遵守させなければならないものとする。
 - (3) ユーザアカウント
ユーザによる本サービスの使用を可能にする目的で、管理者が本サービスを通じてユーザ向けに開設したアカウント
 - (4) 管理コンソール
管理者が管理機能を利用するために当社より提供するオンラインツール「CLOMO PANEL」又は「SECURED APPS MANAGER」等
 - (5) ライセンス数
契約者が利用することができる追加機能のユーザ数又はユーザの利用端末数、アプリケーション数
 - (6) 契約者データ
ユーザが、本サービスを介して提供、生成したデータ。但し、個人を特定できない形で統計的な情報として抽出されるデータはこれに含まれない
 - (7) リモートオペレーションサービス
本サービスのうち、以下を内容とする CLOMO MDM リモートオペレーションサービス(24/365)。但し、リモートオペレーションサービスは、日本国内からの依頼に対して、日本語でのみ実施されるものとする。
 - MDM 遠隔制御代行サービス (スマートフォン/タブレット端末の遠隔ロック/ワイプ/解除の実施代行業務) 受付時間:24 時間 365 日
 - (8) リモートオペレーションサービス契約者
契約者のうち、リモートオペレーションサービスに関する利用申請を行い、当社に承諾された者
 - (9) リモートオペレーションサービスユーザ
リモートオペレーションサービス契約者の承認を受けてリモートオペレーションサービスを実際に利用する役員又は従業員及びその他の契約者の業務に従事する者

第3条 (本契約の締結及び成立)

1. 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、申込書等に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされる。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第 4 条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は本サービスを利用することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができない。
3. 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立する。
4. 契約者が利用する本サービスのアカウント数その他必要な事項は、別途当社と契約者間にて定める。

第4条 (利用料金)

1. 契約者は、当社に対し、本サービスの利用料金(以下「利用料金」という)として、申込書等記載の金額を支払うものとする。なお、契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とする。
2. 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとする。
3. 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとする。
4. 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとする。

第5条 (契約者データのセキュリティと転送等に関する同意)

1. 当社及びサービス提供元は、本サービス提供の一部として、サービス提供元が提供するアプリケーション等を通じて、当社及びサービス提供元以外の第三者が管理するクラウドサーバ(以下、当該第三者を「クラウド運営者」とする)に契約者データの転送及び処理を行う。契約者は、本サービスを利用することにより、当社及びサービス提供元による契約者データの転送及び処理について同意するものとする。
2. 当社及びサービス提供元は、前項に定める契約者データの転送及び処理を行うアプリケーション等について、別途サービス提供元が定める Service Level Agreement に従い安定的な本サービス提供を保証するとともに、契約者データのセキュリティを確保し、不正アクセスや不正使用から保護する。
3. 本サービスにおいて、当社が提供するプログラム等を通じて、クラウド運営者が

管理するクラウドサーバに入力、保存された契約者データは、クラウド運営会社によりユーザが直接提供する情報であり、当社及びサービス提供元には管理責任がないことを契約者・当社はともに確認する。

第6条 (契約者の遵守事項)

1. 契約者は、本約款その他当社又はサービス提供元が定める利用上の規定(本サービス利用の前提となる Apple 社、Google 社、Amazon 社等のプラットフォームサービス提供事業者が定める当該プラットフォーム利用に関する規約や、本サービスが接続するサイバートラック株式会社、SalesForce.com 社等の接続サービス提供事業者が定める当該サービスの利用に関する規約を含むもの)とし、以下と同様とする。)に従って、本サービスを使用する。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、一部の機能において、当該機能の前提となるサービス提供業者との個別契約(Apple 社提供の iOS Developer Enterprise Program 等)が必要となる場合があることに同意する。
3. 当社及びサービス提供元は、本サービスの利用開始にあたり、契約者に対し、管理アカウントとパスワードを付与し、管理者は当該管理アカウントを用いてユーザアカウントとパスワードを管理することができるものとする。契約者は、管理者アカウント、ユーザアカウント及びそれぞれのパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理し、又はユーザに管理せず、当社の許諾がある場合を除き、第三者に開示、貸与、共有しないものとし、万一、これらのアカウント及びパスワードが第三者により利用された場合といえども、当社又はサービス提供元に故意又は重過失がある場合を除き、かかる第三者による利用は全て契約者による利用とみなすものとする。また、アカウント及びパスワードの第三者利用により、当社に損害が生じた場合、契約者はその損害を賠償するものとする。
4. 契約者は、本サービスを通じて、契約者及び管理者が、ユーザによる本サービスの利用を監視したり、ユーザが本システムを利用することにより生成、加工された契約者データを使用又は公開できることについて、ユーザから必要なすべての同意を得るものとする。
5. 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号に該当する行為(以下「不正行為」という)を行ない、又は、管理者若しくはユーザ及びその他の第三者をして行なわせないものとし、不正行為を覚知した場合は直ちに当社へ通知するものとする。
- (1) 第三者への誹謗中傷を含む権利侵害や詐欺的な目的で利用し、又は、利用を助長すること
- (2) ウィルス、ワーム、トロイの木馬、破損ファイル、その他の破壊的又は不正な電子データを故意又は重過失により配布すること
- (3) 他の契約者による本サービスの使用や、本サービスを提供するための環境を妨害すること
- (4) 本サービス又は本サービス提供の為に当社が提供するアプリケーションその他一切の全部又は一部について、改変、無効化、妨害し、又は、これを試みること
- (5) 本サービス又は本サービス提供の為に当社が提供するアプリケーションその他一切に関して、テスト若しくはリバースエンジニアリングを行うこと、又は限界や脆弱性を探すこと
- (6) 有償、無償を問わず、当社の事前の同意なく、本サービスの全部又は一部を契約者以外の第三者の事業遂行のために利用する等、本サービスの全部又は一部を当社が認める以外の方法で利用すること
- (7) 当社から入手した技術情報について、複製、販売、出版、公開等を行うこと
- (8) 当社の事前の同意なく、本サービス又は本サービスを受ける権利の全部又は一部を第三者に対し、譲渡、貸与、再使用許諾、又は、担保として提供すること
- (9) 本サービスの代替品又は類似サービスを作成すること
- (10) 死亡、人身傷害、又は環境破壊につながる可能性がある危険度の高い活動用途へ利用すること
- (11) 輸出関連法令により輸出が規制される契約者データの保存又は転送、その他法令に抵触する行為又は法令に抵触する行為の実現のために利用すること
- (12) その他上記に準じるものとして当社が不適当と判断する行為

第7条 (初期設定)

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用開始にあたり、当社及びサービス提供元は初期設定を行うことを承諾する。当社及びサービス提供元は、当該初期設定業務を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、当社が別途求めた場合は、契約者は、当社に対し、初期設定費用を支払うものとする。
2. 当社又はサービス提供元に故意若しくは重過失がある場合、当社が初期設定に起因して契約者に対して損害賠償義務を負う場合といえども、当社は、契約者の逸失利益、間接的損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、又は懲罰的損害について、一切の責任を負わないものとする。また、いかなる場合も損害賠償額は、契約者が当社に支払うべき初期設定費用額を上限とする。

第8条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号に該当する行為を行ってはならず、契約者の従業員その他の第三者をして行なわせないものとする。
- (1) 第三者への誹謗中傷を含む権利侵害や詐欺的な目的で利用し、又は利用を助長すること
- (2) ウィルス、ワーム、トロイの木馬、破損ファイル、その他の破壊的又は不正な電子データを故意又は重過失により配布すること
- (3) 他の契約者による本サービスの使用や、環境を妨害すること
- (4) 本サービス又はソフトウェアの全部又は一部について、改変、無効化、妨害し、又はこれを試みること
- (5) 本サービスに関して、テスト若しくはリバースエンジニアリングを行うこと、又は限界や脆弱性を探すこと
- (6) 有償、無償を問わず、当社の事前の同意なく、本サービスの全部又は一部を第三者の事業遂行のために利用する等、認められた以外の方法で利用すること
- (7) 当社から入手した技術情報について、複製、販売、出版、公開等を行うこと
- (8) 当社の事前の同意なく、本サービスを受ける権利の全部又は一部を第三者に対し、譲渡、貸与、再使用許諾、又は担保として提供すること
- (9) 本サービスの代替品又は類似サービスを作成すること
- (10) 死亡、人身傷害、又は環境破壊につながる可能性がある危険度の高い活動用途へ利用すること
- (11) 輸出関連法令により輸出が規制されるデータの保存又は転送、その他法令に抵触する行為のために利用すること
- (12) その他上記に準じるものとして当社が不適当と判断する行為

る利用料金に相当する金額については、契約者に返還しないものとする。

第9条 (リモートオペレーションサービス)

1. リモートオペレーションサービスの利用申込手続は、第3条に準じるものとする。なお、リモートオペレーションサービスの利用申込にあたっては、必ず本サービスに関して設定したアカウント及びパスワードを当社に通知するものとする。
2. リモートオペレーションサービスユーザは、リモートオペレーションサービスの提供開始可能時期以降、所有するスマートフォン・タブレット端末に、リモートオペレーションサービスの依頼を電話により行なうことができる。なお、リモートオペレーションサービスの受付時間は、24時間365日とする。また、リモートオペレーションサービスの依頼先は、当社より別途通知される「サポートセンター」宛てとする。
3. リモートオペレーションサービスユーザに関する本人確認手続は、予めリモートオペレーションサービス契約者から設定された事項を確認することによって行うものとする。リモートオペレーションサービス契約者は、当該事項を厳格に管理し、また、リモートオペレーションサービスユーザに管理させるものとし、万一これらが漏えいし第三者に不正利用された場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。
4. リモートオペレーションサービスの提供は、リモートオペレーションサービスユーザからの依頼が第1次第、速やかに行なわれるものとするが、本サービスの使用状況等により、当社又はサービス提供元がリモートオペレーションサービスを有効に提供できないと判断した場合、当社はリモートオペレーションサービスの提供を拒否することができるものとする。また、諸問題の原因がハードウェアに起因するものであることが判明し、当社の判断によりリモートオペレーションサービスを終了した場合は、依頼内容が解決されたか否かにかかわらず、リモートオペレーションサービスは提供されたものとみなす。また、当社は、リモートオペレーションサービスの提供によりすべてのトラブルの解決を保証するものではない。
5. リモートオペレーションサービス契約者は、当社に対し、リモートオペレーションサービスを受けるにあたり、リモートオペレーションサービスの提供、問題解決、本サービスの拡張及び修正、バグフィックス並びに不具合データベースの情報収集のために、当社又はサービス提供元がリモートオペレーションサービスの業務委託先に、リモートオペレーションサービス契約者及びリモートオペレーションサービスユーザの秘密情報及び個人情報を開示し、それを使用させる権利を許諾する。
6. リモートオペレーションサービスユーザは、リモートオペレーションサービスの目的を逸脱した利用を行ってはならないものとし、リモートオペレーションサービス契約者は、適宜、必要な指示及び指導を行うものとする。
7. リモートオペレーションサービス契約者は、リモートオペレーションサービスの利用に関して第15条が適用されることを確認する。

第10条 (解約及び本端末廃棄時の通知義務)

1. 契約者は、本契約期間(第17条に定義する)であっても、当社に対し書面又は電子メールにて通知をすることで、本契約を解約することができる。解約日は当該通知の到達日より以下のとおりとする。
 - (1) 当月15日までに当社に通知が到達した場合:到達月の末日
 - (2) 当月16日以降に当社に通知が到達した場合:到達月の翌月末日
2. 契約者は、本サービスの利用を終了する場合、又は本サービスが導入された本端末を廃棄、譲渡、処分等により利用終了をする場合、前項の定めに基づき本契約の解約手続を行わなければならない。契約者が当該解約通知を怠ったことにより本サービスの提供及び課金が継続した場合、契約者は当該期間にかかると本サービスの利用料金の支払義務を免れないものとする。
3. 契約者の責めに帰すべき事由により第1項に定める解約手続がなされず、本端末の譲渡先その他の第三者との間で紛争(当該第三者から本端末の利用制限等に関するクレームを受けた場合を含むがこれに限られない)が生じた場合、または契約者その他の損害が生じた場合であっても、当社はこれを賠償する責任は一切負わないものとする。

第11条 (本サービスの停止等)

- 当社は、以下の各号のいずれかを発見した場合、予告なく本サービスの全部又は一部の提供を停止・終了させることができるものとする。なお、契約者の要請がある場合といえども、当社は停止の理由を提供する義務を負わない。
- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合
 - (2) 本サービスに影響を与える施設の電気通信設備に障害等が生じた場合
 - (3) セキュリティ向上・パフォーマンス向上・監視に伴うメンテナンスが必要であると当社又はサービス提供元が判断した場合
 - (4) 本サービス全部又は一部の前提となる他社サービス(Apple社、Google社、Amazon社等のプラットフォームサービス提供事業者及び本サービスが接続するサイバートラスト株式会社、SalesForce.com社等の接続サービス提供事業者)の提供が停止・終了した場合
 - (5) 本サービスを提供するために使用されるネットワーク又はサーバを混乱させる可能性のある利用がなされた場合
 - (6) 許可のない第三者による本サービスへのアクセスが判明した場合
 - (7) 当社が契約者へ本サービスを提供できなくなり、かつ、当社が契約者に対し60日以上前に本サービス提供終了の事前通知を行った場合
 - (8) その他、当社又はサービス提供元の単独の裁量により必要と判断した場合

第12条 (知的財産権)

1. 当社及び契約者は、契約者データに含まれるすべての知的財産権について、契約者は何らの許諾も当社又はサービス提供元に与えるものではなく、また、当社は、本サービスに含まれるすべての知的財産権について、本規約に定める以外の何らかの許諾を契約者又はユーザに与えるものではないことを相互に確認する。
2. 当社は、当社の知り得る限りにおいて、契約者に対し、本サービスを提供するために使用される当社又はサービス提供元の技術が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。但し、当社又はサービス提供元の技術が無断で改変された場合や当社又はサービス提供元から提供されていない技術と組み合わせられた場合はこの限りではない。
3. 万一、本サービスが第三者の知的財産権を侵害していた場合、当社はサービス提供元をして、(1)契約者が引き続き本サービスを利用できるようにサービス提供元の負担で、サービス提供元にその権利を取得させる。(2)権利を侵害しない同等の機能を提供する。(3)権利を侵害しないように本サービスを変更させるものとする。但し、上記のいずれれもが商業上合理的でないと当社が判断した場合、当社は本サービスの契約者による使用を停止又は終了できるものとし、かつ、その場合であっても当社は既に本サービス提供済みの期間に相当す

第13条 (契約者又はユーザによる本サービスの利用に関する第三者の権利主張)

1. 当社及びサービス提供元は、契約者又はユーザによる本サービスの使用に関し、契約者又はユーザによる第三者の特許権、著作権、営業秘密、又は商標の侵害その他の第三者からの権利主張がなされた場合もこれに対応する責任を負わないものとする。但し、当社は、係る第三者の要求がなされた場合、その旨を速やかに契約者に通知し、合理的範囲内において、契約者の防御に協力する。
2. 契約者は、第三者からの権利主張を自己の責任と費用をもって解決するものとし、第三者からの権利主張に起因する当社の損害及び費用(和解費用及び合理的な弁護士費用を含む)を賠償する。

第14条 (提供期間終了時の措置)

本契約が終了した場合、契約者は直ちに本サービスの利用を停止するものとし、当社及びサービス提供元は、当社の定める期間経過後、サーバ上の契約者データを削除するものとする。なお、当社は契約者データの返却義務を負わないものとする。

第15条 (不保証及び免責)

1. 本サービスの提供に関し、当社及びサービス提供元は、契約者に対し、本サービスの完全性、有用性、安定性その他一切の保証をせず、本サービス(iOS Developer Enterprise Program等の当社以外が提供するサービスを含む)、本サービス提供のためのシステムの不具合(Apple社、Google社、Amazon社等のプラットフォームサービス提供事業者及び本サービスが接続するサイバートラスト株式会社、SalesForce.com社等の接続サービス提供事業者のシステム障害や使用する端末の不具合等を含む)、及び本サービスの終了に起因する損害について、契約者に対し一切の責任を負わないものとする。特にサービス提供元のWEBページにおいて推奨するOS以外のOSへのバージョンアップを行った場合の本サービス、システム及び端末の不具合については、いかなる責任も負わない。
2. 前項にかかわらず、当社及びサービス提供元が本サービスに起因して契約者に対して損害賠償義務を負う場合といえども、当社及びサービス提供元は、契約者の逸失利益、間接的損害、偶発的損害、結果的損害、又は懲罰的損害について、一切の責任を負わないものとする。また、その損害賠償額は、責任が発生する出来事からさかのぼって6か月間に契約者が当社に支払った金額を上限とする。但し、当社に故意又は重大過失がある場合はこの限りではない。

第16条 (クラウド環境における情報管理の免責)

1. 当社及び契約者は、本サービスにおいて、当社が提供するプログラム等を通じて、クラウド運営者が管理するクラウドサーバ上に入力、保存された機密情報又は個人情報、クラウド運営会社に契約者が直接提供する機密情報又は個人情報であり、当社及びサービス提供元には管理責任がないことを相互に確認する。
2. 本サービス提供のためのシステム(Apple社、Google社、Amazon社等のプラットフォームサービス提供事業者及び本サービスが接続するサイバートラスト株式会社、SalesForce.com社等の接続サービス提供事業者のシステム障害や使用する端末の不具合等を含む)に起因する情報漏洩等の事故に関し、当社及びサービス提供元は、一切の責任を負わない。
3. 前二項以外の本契約に関するその他の秘密情報及び個人情報の取り扱いについては、基本約款の定めに従うものとする。

第17条 (契約期間)

1. 本契約は、別途合意した場合を除き、本契約の成立日から有効とし、当社と契約者間で別途定める利用開始日より起算して1か月後の応当日の前日まで(以下「本契約期間」という)とする。
2. 第10条(解約及び本端末廃棄時の通知義務)第1項に定める解約の通知がない場合、本契約は、同一条件にて1か月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。
3. 別段の合意がある場合を除き、本契約期間中、契約者は別途当社が提供するユーザ数、追加機能のライセンス数(追加機能のユーザ数又はユーザの利用端末数)を、当社所定の条件に従って追加することができる。但し、本契約期間中に追加されたライセンスの提供は、本契約期間と同時に終了するものとする。
4. 本契約の終了後であっても、第4条(利用料金)、第10条(解約及び本端末廃棄時の通知義務)、第12条(知的財産権)、第13条(契約者又はユーザによる本サービスの利用に関する第三者の権利主張)、第14条(提供期間終了時の措置)、第15条(不保証及び免責)、第16条(クラウド環境における情報管理の免責)、及び本条の規定は、対象事項が存在する限り有効に存続するものとする。

制定日:2026年4月6日